

文京区男女平等参画推進計画（案） 新旧対照表

【計画全体で修正しているもの】 ※表一覧には、以下の修正を掲載していません。

- 年号：和暦と西暦の併記に統一。 例：令和3（2021）年
- 「 」の整理。
- 接続詞、助詞、読点「、」の修正・追加。
- 計画の主要な用語は「〇〇とは？」と枠に囲み解説。
- 「取組（名詞）」、「全て」などの表記の統一。法律名等の表記の修正。
- 漢字から平仮名、平仮名から漢字への修正

第1章 計画の考え方

1 計画の目的

頁	位置	旧	新
2	5段落目	また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、	また、 <u>令和2（2020）年頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大</u> の影響により、

2 計画の性格

頁	位置	旧	新
3	2段落目	協働して男女平等参画社会の実現を目指す指針としての役割を担うものです。	<u>それぞれが</u> 協働して男女平等参画社会の実現を目指す指針としての役割を担うものです。
3	計画期間		令和8（2026）年度と令和9（2027）年度の間に「進捗確認」を追加

第2章 計画策定の背景

1 社会情勢

頁	位置	旧	新
6	(1) 男女平等参画社会の実現に向けた世界の動き 1段落目	国際連合（国連）は、	<u>1945年に調印された国際連合（国連）憲章では男女同権がうたわれ、国連は、1948年、「人権に関する世界宣言」（世界人権宣言）を採択しました。</u> <u>その後、国連は、</u>
6	2段落目	「世界行動計画」の策定や女子差別撤廃条約の採択など男女平等参画社会の実現に積極的に取り組んできました。	「世界行動計画」 <u>（1975年）</u> や女子差別撤廃条約の採択 <u>（1979年）</u> など男女平等参画社会の実現に積極的に取り組んできま

頁	位置	旧	新
			した。
6	5段落目	SDGsとは、MDGs（ミレニアム開発目標）に引き続く、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会を目指すために、全ての国が取り組むべき「社会・経済・環境」の3つの側面から捉えた17の目標と、169項目の具体的な達成基準から構成される国際目標です。その中の目標5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」が掲げられており、	SDGsの目標5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられており、 ※SDGsを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とは？を追加。
6	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とは？		<u>「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とは？</u> ※説明を追加。
6	(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響 2段落目	新型コロナウイルスの影響に伴う生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、 ※「新型コロナウイルス感染症の拡大」に統一
7★	3段落目		<u>加えて、厚生労働省が示した「令和3年版自殺対象白書」によると、令和2年は、女性の自殺者が著しく増加しており、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による労働環境の変化から、増加と関係しているのではないかと考えられています。</u>
7	4段落目	一方、テレワーク等の実施により、新しい働き方への見直しが進められ、男性の家事・育児への積極的な参加が期待されています。	一方、テレワーク等の実施により、新しい働き方への見直しが進められ、男性の家事・育児への積極的な参画が期待されています。

2 国の動き

頁	位置	旧	新
8.9	<p>(1) 男女共同参画に関する法律等の制定と改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国内行動計画の策定 ● 男女共同参画社会基本法の制定 ● 配偶者暴力防止法の制定等 ● 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の制定 ● 雇用労働についての法整備 	<p>● <u>配偶者からの暴力に関する法改正</u> <u>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)</u>の一部改正を含む<u>「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」</u>が令和元(2019)年6月に成立しました。この改正によって、<u>児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることとなりました。</u></p> <p>● <u>女性の職業生活における活躍の推進に関する法改正</u> 令和元(2019)年6月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」等の一部を改正する法律が公布され、常時雇用する労働者が301人以上の事業主について、<u>情報公表の内容が変更されるとともに、情報公表の義務が、常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大しました。</u></p> <p>※位置を移動し、内容を追加・整理</p>	<p>● <u>国内行動計画の策定</u> 昭和50(1975)年、第1回世界女性会議を受け、女性の地位向上のための国内本部機構として、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置、昭和52(1977)年に、昭和61(1986)年までを対象とする初めての「国内行動計画」を策定しました。昭和60(1985)年には、<u>女子差別撤廃条約を批准し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)</u>を制定しました。</p> <p>● <u>男女共同参画社会基本法の制定</u> 平成11(1999)年、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念と、国・地方公共団体及び国民の責務等を明らかにした男女共同参画社会基本法を制定し、さらに、平成12(2000)年、男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。</p> <p>● <u>配偶者暴力防止法の制定等</u> 平成12(2000)年に、<u>ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)</u>及び<u>児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)</u>が制定されました。 また、平成13(2001)年には、<u>配偶者暴力防止法が制定されました。この配偶者暴力防止法によって、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であることが明確に規定され、被害者を保護する仕組みが確保されました。</u></p> <p>なお、配偶者暴力防止法は、平成16(2004)年に保護命令制度の拡充を柱とする改正が行われ、平成19(2007)年に</p>

頁	位置	旧	新
			<p>区市町村による基本計画の策定などが努力義務として新たに加えられ、平成 26 (2014) 年には、保護の対象範囲を拡大する改正が行われています。</p> <p>また、令和元 (2019) 年 6 月、配偶者暴力防止法の一部改正を含む、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部が改正され、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されたとともに、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれました。</p> <p>● 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (平成 15 年法律第 111 号。以下「性同一性障害特例法」という。) の制定</p> <p>平成 15 (2003) 年 7 月、性同一性障害特例法が制定され、性同一性障害者である一定の条件を満たす方については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。</p> <p>また、平成 20 (2008) 年 6 月の改正では、「現に子がないこと」とするいわゆる子なし要件に対して、「子」を「未成年の子」に改め、条件が一部緩和されました。</p> <p>● 雇用労働についての法整備</p> <p>平成 19 (2007) 年、「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに、改正男女雇用機会均等法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大等がなされました。</p> <p>平成 25 (2013) 年の改正男女雇用機会均等法施行規則 (平成 26 (2014) 年施行) では、間接差別となり得る措置の範囲の見直しや事例の追加等がなされました。</p> <p>また、平成 27 (2015) 年には、女性活躍推進法が成立し、自らの意思で働いている、又は働こうとしている女性が、その個性と能力を十分発揮できる社会を実現す</p>

頁	位置	旧	新
			<p>るために、<u>女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。</u></p> <p><u>そして、令和元（2019）年6月に、女性活躍推進法等の一部が改正され、常時雇用する労働者が301人以上の事業主について、情報公表の内容が変更されるとともに、一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務について、常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されました。</u></p>
10	● 性犯罪に関する刑法の改正	<p>平成29（2017）年6月に、110年ぶりの大幅改正となる、<u>性犯罪に関する改正刑法</u>が国会で可決・成立しました。（中略）</p> <p>また、有識者による検討会を設置し、</p>	<p>平成29（2017）年6月に、110年ぶりに大幅改正となる<u>刑法（明治40年法律第45号）</u>の性犯罪に関する<u>一部改正が</u>、国会で可決・成立しました。（中略）</p> <p>また、有識者による検討会を設置し、</p>
10	● 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行		<p><u>令和3（2021）年6月には、一部改正され、政党は、候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策など自主的に取り組むよう努めるものとされました。</u></p> <p><u>また、国及び地方公共団体は、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントへの対応を始めとする環境整備等の施策の強化をすることとされました。</u></p>
10	● 児童虐待防止対策の強化	<p>平成30（2018）年7月には、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」がまとめられ、</p>	<p>平成30（2018）年7月には、<u>児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議により「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」</u>がまとめられ、</p>
10	● 職場におけるハラスメント防止対策の強化	<p>平成29（2017）年1月に、「<u>雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）</u>」、<u>「育児・介護休業法」</u>において、</p>	<p>平成29（2017）年1月に、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法において、</p>
11	SOGIハラ	<p>性的指向と性自認に関することで不当な差別や嫌がらせを<u>受けること。</u></p>	<p>性的指向と性自認に関することで不当な差別や嫌がらせを<u>すること。</u></p>

3 都の動き

頁	位置	旧	新
13	● 東京都男女平等参画基本条例等の制定		東京都では、国の法律制定を受けて、平成12(2000)年に、東京都男女平等参画基本条例(平成12年東京都条例25号)を制定し、施策を推進しています。 また、配偶者暴力については、配偶者暴力防止法の改正に伴い、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を平成18(2006)年に策定し、平成21(2009)年、平成24(2012)年に改定を行いました。

4 文京区の実組

頁	位置	旧	新
15	● 文京区パートナーシップ宣誓制度の開始	人生のパートナーとしてお互いに協力し、共同生活を続けることを約束した <u>同性のお二人</u> のパートナーシップ宣誓に対して、宣誓書受領証を交付しています。	人生のパートナーとしてお互いに協力し、共同生活を続けることを約束した <u>性別(自認する性別を含む。)</u> を同じくする <u>二人</u> のパートナーシップ宣誓に対して、宣誓書受領証を交付しています。
15★	【文京区男女平等参画に関する区民調査報告書(調査の概要)】		※追加

第3章 計画の体系

1 計画の体系

- 計画事業を除く、小項目までの体系全体を見開きで追加（18・19頁★）

2 計画事業の一覧

- 【新規】の表示を削除。
- 再掲事業は各小項目の後半に配置。

頁	位置	旧	新
20	I-1（1） 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進	5 <u>性に関する知識の普及と充実</u>	5 <u>性教育の充実</u>
20	I-3（1） 多様な性に関する理解促進	<u>【新規】20 パートナーシップの宣誓制度</u> に関する取組	20 パートナーシップ宣誓制度に関する取組 <u>（再掲10）男女平等参画啓発事業の充実</u>
20	I-5（2） 男女平等センターを拠点とした推進	32 文京区女性連絡会活動への支援	32 文京区女性 <u>団体</u> 連絡会活動への支援
20	I-6（1） 男女平等参画の視点に立った災害時対応	38 避難所運営における女性への配慮	38 避難所運営における女性 <u>等</u> への配慮
21	II-1（2） 子育てへの支援	48 <u>子育て訪問支援券事業</u> （削除） 49 妊産婦・乳幼児を持つ保護者を支援する講座等の実施 50 <u>区立幼稚園の預かり保育</u> （移動） 51 子育てひろば事業 52 親子ひろば事業 （再掲40）両親学級の開催 <u>【新規】53</u> 多胎児家庭サポーター事業利用料助成 <u>【新規】54</u> ベビーシッター利用料助成	48 妊産婦・乳幼児を持つ保護者を支援する講座等の実施 49 子育てひろば事業 50 親子ひろば事業 51 多胎児家庭サポーター事業利用料助成 52 ベビーシッター利用料助成 53 <u>（仮称）産後家事・育児支援事業</u> （追加） （再掲40）両親学級の開催

頁	位置	旧	新
21	Ⅱ-1 (3) 保育環境の 充実	<u>55</u> 保育園情報の提供 <u>56</u> 保育園障害児保育 <u>57</u> 区立幼稚園の認定こども園化 <u>58</u> 地域型保育事業	<u>54</u> 保育園情報の提供 <u>55</u> 保育園障害児保育 <u>56</u> 区立幼稚園の認定こども園化 <u>57</u> <u>区立幼稚園の預かり保育 (移動)</u> <u>58</u> 地域型保育事業
21	Ⅱ-1 (4) 介護者等へ の支援	64 介護保険 <u>サービスの充実</u>	64 介護保険 <u>制度の活用促進</u>
21	Ⅱ-1 (4) 介護者等へ の支援		<u>68</u> <u>ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業 (追加)</u>
21	Ⅱ-2 (2) 女性の就 労・再就職、 起業等への 支援	<u>76</u> 女性の就労・ <u>起業に関する情報の提供</u>	<u>77</u> 女性の就労に関する <u>支援</u>
22	Ⅲ-1 (1) 配偶者等か らの暴力の 防止と啓発	<u>86</u> 配偶者等からの暴力の防止関係機関 等の連携	<u>87</u> 配偶者等からの暴力の防止 <u>に向けた</u> 関 係機関等の連携
22	Ⅲ-2 (1) 子ども・若 年層に対す る暴力の根 絶に向けた 対応	<u>98</u> 子ども△の性被害等の暴力に関する 相談等に伴う関係機関との連携	<u>99</u> 子どもの性被害等の暴力に関する相 談等に伴う関係機関との連携
22	Ⅲ-2 (1) 子ども・若 年層に対す る暴力の根 絶に向けた 対応	<u>101</u> セクシュアル・ハラスメント、スクー ル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメン ト等に関する意識啓発の推進	<u>102</u> セクシュアル・ハラスメント、スクー ル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメン ト、 <u>パタニティ・ハラスメント</u> 等に関する意 識啓発の推進
22	Ⅲ-2 (3) 性の商品化 とメディア における 性・暴力表 現への対応	<u>103</u> 青少年 <u>を取り巻く有害環境の排除</u>	<u>104</u> 青少年 <u>有害情報への対応</u>
22	Ⅲ-3 (1)		<u>(再掲5)</u> <u>性教育の充実 (追加)</u>

頁	位置	旧	新
	性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及・啓発		
22	Ⅲ-4(2) 貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備		(再掲 68) ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業
23	Ⅳ-1(3) 区職員への意識啓発及び人材育成	128 セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止策の充実	129 セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、 <u>パタニティ・ハラスメント</u> 防止策の充実
23	Ⅳ-2(2) 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)、女性のエンパワメント原則(WEPs)の周知・推進	(2) <u>国連</u> 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)、女性のエンパワメント原則(WEPs)の周知・推進 133 <u>国連</u> 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)の周知	(2) 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)、女性のエンパワメント原則(WEPs)の周知・推進 134 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)の周知
23	Ⅳ-2(3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化	135 国・都・他自治体との連携	135 国・都・他自治体 <u>に対する要望・連携</u>

3 施策の方向性に対する目標と成果指標

- 割合を%に統一：例 4割→40.0%。
- 「～」を「から…まで」に統一。

頁	位置	旧	新
24	本文	本計画に記載した <u>136の計画事業</u> について	本計画に記載した <u>137の計画事業</u> について

頁	位置	旧	新
		ては、毎年推進状況の評価を行っていき ます <u>が</u> 、	ては、毎年推進状況の評価を行っていき ます <u>。</u>
24	I-1 社会全体で 男女の地位 が平等にな っていると思 う人の割合	目標値：R 8年度までに 30.8%	目標値：R 8年度までに <u>50.0%</u>
24	I-2 男女平等参 画社会を支 えるための セミナー等 の開催回数	現状値：R 2年度まで 66 回 目標値：R 8年度まで <u>に</u> 70 回	現状値： <u>H29 から</u> R 2年度まで 66 回 目標値： <u>R4から</u> R 8年度まで 70 回
25	II-1 中学生等向 け介護啓発 冊子の配付 人数	関連計画・調査： <u>「文の京」総合戦略</u>	関連計画・調査： <u>高齢者・介護保険事業 計画</u>
25	II-1 家庭におけ る役割分担 (炊事・洗 濯・掃除な どの家事) について、 男性が『主 に自分』と 回答する割 合	家庭における役割分担（炊事・洗濯・掃 除などの家事）	家庭における役割分担（炊事・洗濯・掃 除などの家事） <u>について、男性が『主に 自分』と回答する割合</u>
25	II-1 保育所待機 児童数	現状値：R 3年4月1日時点: 1人 目標値： <u>R 4年度までに0人</u> 関連計画・調査： <u>「文の京」総合戦略</u>	現状値：R 3年4月1日時点1人 目標値： <u>R 6年4月1日時点0人</u> 関連計画・調査： <u>まち・ひと・しごと創 生総合戦略</u>
25	II-1 子どもの学 校行事への 参加につい て、男性が 『主に自 分』と回答 する割合	子どもの学校行事への参加 <u>(主に自分が 行っているとの回答)</u>	子どもの学校行事への参加 <u>について、男 性が『主に自分』と回答する割合</u>
26	III-1 ドメスティ ック・バイ オレンス	目標値：R 8年度までに計 30 回	目標値： <u>R4から</u> R 8年度まで 30 回

頁	位置	旧	新
	(DV) に関する研修や講習会の回数		
27	IV-1 男女平等推進委員連絡会の参加者数	現状値：R2年度まで276人 目標値：R8年度までに延400人 関連計画・調査： 区民調査及び催事等におけるアンケート調査	現状値： H29から R2年度まで276人 目標値： R4から R8年度までに400人 関連計画・調査：

第4章 計画事業とその考え方

- 区民調査の内容を引用した中項目の文章構成を変更・修正。
→区としての考え→区民調査に基づく考察→取組
- 区民調査の引用の数値を「割」→「0.0%」に修正。
- グラフに整理番号を追加し、グラフタイトル及び本文に追加。 例) (図 I-1)
- グラフが複数回答の場合、複数回答と単数回答を組み合わせている場合、上位〇位のみ表示している場合に明示。

I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進

頁	位置	旧	新
30	2段落目	その結果、一人一人のやりたいことが制限されたりする場合があります。	その結果、一人一人の権利や行動が制限され、自分らしく生きることが妨げられることがあります。
30	4段落目	また、人間には、一人一人、年齢や性別、価値観やライフスタイルなど多様な個性や特性があります。「性（セクシュアリティ）」についても、出生時に割り当てられた性別と性自認（心の性）が一致している場合もあれば一致しない場合もあり、また、性的指向（好きになる性）が異性の場合や同性の場合、好きになる性はいない場合があるなど、性のあり方は人それぞれです。区では、文京区職員・教職員のための「性自認および性的指向に関する対応指針」を策定し、理解促進のための取組を進めているところです。	また、全ての人には、一人一人、年齢や性別、価値観やライフスタイルなど多様な個性や特性があります。「性（セクシュアリティ）」についても、出生時に割り当てられた性別と性自認（心の性）が一致している場合もあれば一致しない場合もあり、また、性的指向（好きになる性）が異性の場合や同性の場合、特定の誰かを好きにならない場合があるなど、性のあり方は人それぞれです。区では、文京区職員・教職員のための「性自認および性的指向に関する対応指針」を平成29（2017）年3月に策定し、理解促進のための取組を進めているところです。

1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進

頁	位置	旧	新
30★	1段落目		多様な考え方や価値観を持つ人々と関わる中で、自分の考えや、互いを尊重する意識を持つために、社会性や人間性の基礎的な資質を養う学校教育は、重要な役割を担っています。子どもたちが性別により差別を受けることなく心豊かに成長し、教育を受けることができるように、男女平等の理念を推進する学習環境づくりをしていくことが

頁	位置	旧	新
			<u>重要です。また、社会に出た後も、多様化する価値観や人権について学び続けていくことが社会全体のジェンダー平等の推進につながります。</u>
31	2段落目	家庭生活、職場、地域社会、社会通念等の各場面全体において、 <u>性別にかかわらず</u> 平等であると感じる人は <u>1割程度</u> にとどまっており、これまでの考え方や習慣を <u>改めながら改善</u> していく視点が重要となります。 <u>区民一人一人がジェンダー平等を実感できるまちづくりを進めていくことが必要です。</u>	家庭生活、職場、地域社会、社会通念等の各場面全体において、 <u>男女が</u> 平等であると感じる人は <u>13.4%</u> にとどまっており、これまでの考え方や習慣を改善していく視点が重要となります <u>(図 I-1)。</u>
31	図 I-1	男女平等の意識	<u>各場面における男女の平等感</u> ※「女性の方が優遇されている」「男性の方が優遇されている」の区分を追加。
32	図 I-3	教育現場において重要なこと（上位5項目）	教育現場 <u>等</u> において重要なこと（ <u>複数回答</u> 、上位5項目）
32	(1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進	また、発達段階に応じた性に <u>対する</u> 知識を深めることにより、自己や他者を尊重し、望ましい人間関係を築くことができる力を育みます。	また、発達段階に応じた性に <u>関する</u> 知識を深めることにより、自己や他者を尊重し、望ましい人間関係を築くことができる力を育みます。
33	事業 5 <u>性教育の充実</u>	5 <u>性に関する知識の普及と充実</u>	5 <u>性教育の充実</u>
33	*1 STEM教育とは *2 理工チャレンジとは	<u>女性が様々な分野にチャレンジしていくことにより、多様な視点や発想が加わり、活力ある生き生きとした社会の実現が期待されています。</u>	※削除
33	*1 STEM教育とは？	国際的に用いられている言葉です。	国際的に用いられている言葉です。 <u>これらの分野を広く総合的に学ぶことを通じて思考力、発想力、問題解決能力などを育み、将来、ITや科学技術の発展に寄与できる人材を育てることを目的とした教育プランのことです。</u>
34	(3) 理工系分野で活躍する女性	女性研究者・技術者の活躍が期待されています。	女性研究者・技術者の活躍が期待されています。 <u>しかしながら、理学、工学分野の学生における女性の比率は少なく、研究者に</u>

頁	位置	旧	新
	の人材育成		<u>占める女性の割合も国際的にみて低い水準となっています（図I-4、図I-5）。</u>

2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進

頁	位置	旧	新
36★	1段落目		<u>自らの無意識の価値観や行動を見つめ直し、意識改革や改善を図るためには、そのきっかけとなる気づきを得る機会が必要です。</u>
36	3段落目	依然として男性の方が優遇されていると感じている <u>人の割合が高く、固定的な性別役割の意識等のアンコンシャス・バイアスが根強く残っていることがうかがえます。</u>	依然として男性の方が優遇されていると感じている割合が高い <u>状況</u> となっています（図I-1）。
36★	4段落目	日常生活の様々な場面における性別による区別・役割分担の慣行・意識を見つめ直し、家庭生活、職場、地域社会等で男女平等参画を進めていくために、様々な機会を通じて、ジェンダー平等への理解を深める意識啓発 <u>していく必要があります。</u>	日常生活の様々な場面における <u>固定的な性別役割の意識等のアンコンシャス・バイアス</u> を改め、家庭生活、職場、地域社会等で男女平等参画を進めていくために、様々な機会を通じて、ジェンダー平等への理解を深める意識啓発 <u>を行います。</u>
38	事業 16 広報活動の充実	区報をはじめホームページ、ケーブルテレビ等で情報を発信するとともに、	区報をはじめホームページ、 <u>SNS</u> 、ケーブルテレビ等で情報を発信するとともに、

3 性自認及び性的指向に対する理解促進

頁	位置	旧	新
39★	1段落目		<u>区では、文京区男女平等参画推進条例において、性別に起因する差別的な取扱い（性的指向又は性自認に起因する差別的な取扱いを含む。）の禁止を明記しています。</u>
39	2段落目	<u>区は</u> 、平成 29 年に「性自認および性的指向に関する対応指針」を策定し、区職員及び教職員をはじめ、 <u>契約の請負業者や指定管理者、介護事業者</u> 等を対象に研修を行うなど、多様な性の理解促進に取り組んでいます。 ※5段落目から2段落目に移動。	<u>また</u> 、平成 29（2017）年に「性自認および性的指向に関する対応指針」を策定し、区職員及び教職員をはじめ、 <u>指定管理者や区内企業</u> 等を対象に研修を行うなど、多様な性の理解促進に取り組んでいます。

39	6段落目	性自認及び性的指向（SOGI）*2 <u>については</u> 、LGBT等当事者だけの問題ではなく、全ての人に <u>係る</u> ことです。	性自認及び性的指向（SOGI）*2 は、LGBT <u>Q</u> 等当事者だけの問題ではなく、全ての人に <u>関わる</u> ことです。
39	7段落目	これからも職員が率先して <u>取り組む</u> とともに、	<u>そのため</u> 、これからも <u>区の職員</u> が率先して <u>性の多様性について理解を深める</u> とともに、
41	<u>事業再掲 10</u> <u>男女平等参画啓発</u>		<u>事業の充実 講演会、セミナー等の実施、啓発紙の発行及び区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。</u> <u>所管課：総務課</u>
41	(2) 区職員・教職員への啓発	<u>人権を尊重する社会の実現に向け</u> 、区民や児童・生徒、職場における対応等あらゆる場面において、区で定めた	区民や児童・生徒、職場における対応等あらゆる場面において、 <u>人権を尊重し</u> 、区で定めた
42★	事業 21 区職員・教職員等への性自認及び性的指向に関する啓発	区職員・教職員が性自認及び性的指向に関する知識を深め、より良い公共サービスの提供や、 <u>地域社会づくりに生かすために</u> 、研修等で啓発を行う。	区職員・教職員 <u>等</u> が性自認及び性的指向に関する知識を深め、より良い公共サービスの提供や、 <u>区民や児童・生徒が過ごしやすい環境づくりに向けて</u> 、研修等で啓発を行う。

4 政策・方針決定過程における男女平等参画

頁	位置	旧	新
43	2段落目	国では、男女共同参画基本計画において、指導的地位に占める女性の割合が30%程度、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合を <u>2025年までに</u> 40%以上、60%以下となる <u>ように</u> 目指しています。	国では、 <u>第5次</u> 男女共同参画基本計画において、指導的地位に占める女性の割合が30%程度、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合を40%以上、60%以下となる <u>こと</u> を目指しています。
43	3段落目	区の審議会等委員の女性の割合（令和2年度）は <u>31.8%</u> であり、	区の審議会等委員の女性の割合は <u>31.9%</u> （令和2 <u>(2020)</u> 年度 <u>文京区男女平等参画推進計画推進状況評価報告書</u> から）であり、
43	図 I-9	委員会・審議会等における女性の参画率	<u>区の委員会・審議会等における女性の参画率</u> <u>令和2年度文京区男女平等参画推進計画推進状況評価報告書</u> <u>区市町村男女平等参画施策推進状況調査（東京都）</u>
44	図 I-10		※「女性の方が優遇されている」「男性の方が優遇されている」の区分を追加

頁	位置	旧	新
44	図 I-11 ※追加		<u>政策や方針決定の過程に女性があまり進出していない原因（複数回答、「その他」、「わからない」、「無回答」を除く）</u>
45	事業 24 委員会・審議会等への区民参画制度の充実	委員の公募枠を拡大することにより、広く区民の意見を反映させる。	委員の公募枠を拡大することにより、広く区民の意見を反映させる。 <u>公募委員の比率：全委員数の 25%以上</u>
45	事業 25 委員会・審議会等への男女平等参画の推進	女性委員のいない審議会等はその状況を解消する。	女性委員のいない審議会等はその状況を解消する。 <u>男女いずれか一方の性が委員総数の 40%未満とならないことを目標とする。</u>

5 地域社会における男女平等参画

頁	位置	旧	新
46	1 段落目	性別にかかわらず地域活動や社会活動に参画し、地域で個人の力を発揮していくためには、男性・女性それぞれの意見やニーズが反映されることが必要です。	性別にかかわらず地域活動や社会活動に参画し、地域で個人の力を発揮していくためには、男性・女性それぞれの意見やニーズが反映されることが必要です。 <u>家庭における役割分担では女性の方が担っている割合が高い一方で、町会や自治会などの地域活動について、会長などの意思決定を行う役割の多くは男性が担っていることは、全国的にも課題となっています。</u>
46	3 段落目	区民調査によると、 <u>この 1 年間で</u> の地域活動や社会活動に全く参加していない人の割合は、 <u>約 6 割を占めており、特に若年層でその割合が高くなっています。</u> 地域活動・社会活動に参加していない理由として、「時間的余裕がない」が最も高く、家事、育児、介護、仕事等を抱えた様々な人が参加しやすい工夫が求められています。 ※1 段落目から移動	また、区民調査によると、 <u>1 年間で</u> 地域活動や社会活動に全く参加していない人の割合は、 <u>57.8%となっています（図 I-12）</u> 。地域活動・社会活動に参加していない理由として、「時間的余裕がない」が最も高く、家事、育児、介護、仕事等を抱えた様々な人が参加しやすい工夫が求められています（ <u>図 I-13</u> ）。 <u>地域活動団体に対し、様々な人が参加しやすく、男女平等参画の視点を持った活動ができるように、男女平等の推進についての意識啓発や活動支援を行います。</u>
46	5 段落目	また、男女平等参画の <u>推進及び活動の拠点</u>	<u>男女平等参画の推進及び活動の拠点施設で</u>

頁	位置	旧	新
		<u>施設である文京区男女平等センター*1 の認知度は、前回調査よりも低く、3割半ばにとどまっている状況です。</u> ※4段落目から移動	<u>ある文京区男女平等センター*1 を「利用したことがある」及び「男女平等センターのことは知っているが、利用したことはない」と回答した人は、前回調査よりも低く、34.9%となっています (図I-14)。</u>
46★	6段落目	文京区男女平等センターにおいて <u>も</u> 、地域社会での男女平等参画を進めながら、 <u>地域とのつながりの希薄化を解消するとともに、機能の強化を図っていくことが必要です。</u>	文京区男女平等センターにおいて、地域社会での男女平等参画を進めながら、 <u>これらの機能の強化を図っていきます。</u>
47	(1) 地域活動への参画のための活動支援	地域活動団体△の意識啓発や活動支援を行います。	地域活動団体 <u>に、男女平等参画についての</u> 意識啓発や活動支援を行います。

6 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進

頁	位置	旧	新
50	3段落目	性別にかかわらず地域の防災リーダーを育成する」が最 <u>重視されており</u> 、前回調査よりも約20ポイント増加しています。昨今の災害発生の状況を踏まえ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、LGBTQ等など、誰も取り残さない、様々な視点による防災対応への取組を早急に進めていくことが必要です。	性別にかかわらず地域の防災リーダーを育成する」が最 <u>も多く、また</u> 、前回調査よりも約20ポイント増加しています (図I-15)。昨今の災害発生の状況を踏まえ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、LGBTQ等 <u>当事者</u> など、誰も取り残さない、様々な視点による防災対応への取組を早急に進めていくことが必要です。
50	図I-15	防災対応として <u>必要なこと</u> (上位6項目※) ※「その他」「わからない」「無回答」を除く項目	防災対応として <u>重要なこと</u> (<u>複数回答</u> 、上位6項目※) ※ <u>防災対応として重要なこと</u> (<u>複数回答</u> 、「その他」、「わからない」、「無回答」を除く、 <u>上位6項目</u>)
51	(1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応 2段落目	災害時における男女平等参画の視点と、女性の防災視点を融合した、防災計画や災害対策の <u>運営</u> を行うため、平常時から女性の地域活動への参画 <u>や</u> 視点を取り入れた活動を促進していきます。また、災害対応時には、LGBTQ等当事者など様々な視点を考慮する <u>ことが求められます。</u>	災害時における男女平等参画の視点と、女性の防災視点を融合した、 <u>地域</u> 防災計画の <u>策定</u> や災害対策を行うため、平常時から女性の地域活動への参画 <u>を促し、女性</u> の視点を取り入れた <u>防災</u> 活動を促進していきます。また、災害対応時には、LGBTQ等当事者などの様々な視点を考慮する <u>環境づくり</u> を行います。

頁	位置	旧	新
51	事業 37 女性・子どもの二次的な避難所	防災計画における災害時の二次的な避難所の継続的な運営整備をする。	<u>地域</u> 防災計画における災害時の二次的な避難所の継続的な運営整備をする。
51	事業 38 避難所運営における女性等への配慮	女性をはじめ L G B T Q 等の視点に配慮した避難所運営を推進するため、専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干し場等の設置とともに、女性、L G B T Q 等の声が届きやすい環境づくりを行う。	女性をはじめ L G B T Q 等 <u>当事者</u> の視点に配慮した避難所運営を推進するため、専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干し場等の設置とともに、女性、L G B T Q 等 <u>当事者</u> の声が届きやすい環境づくりを行う。
51	二次的な避難所とは？	二次避難所として、区立幼稚園や児童館のほか、男女平等センター等を活用することとしています。	二次 <u>的な</u> 避難所として、区立幼稚園や児童館のほか、 <u>文京区</u> 男女平等センター等を活用することとしています。

II あらゆる人の職業生活における活躍の推進 【女性活躍推進計画】

頁	位置	旧	新
53	グラフ削除	主要国における女性の年齢階級別労働力率	※ <u>削除</u>
53	図 II-1		※ <u>R2の20代は、18歳及び19歳を含む数値</u>

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

頁	位置	旧	新
54★	1 段落目		<u>働く全ての人</u> が、性別にかかわらず <u>個人の能力を十分に発揮しながら働き続けるためには、子育てや介護、社会活動などといった生活する上での役割を個人が抱え込んだり、それによって働くことをあきらめたりすることがないように、家庭生活における男性の参画を推進し、安心して子育てができる環境を整備していくことが重要です。</u>
54	2 段落目	ワーク・ライフ・バランス (<u>仕事と生活の調和</u>) での希望と現実の乖離(かいり)が生じています。	ワーク・ライフ・バランスでの希望と現実の乖離が生じています (<u>図 II-2</u>)。
54	3 段落目	また、家庭における役割分担のうち、「炊事・洗濯・掃除などの家事」「子どもの学校行事への参加」等を「主に自分」の役割と回答する女性は男性に比べて大幅に高	また、家庭における役割分担のうち、「炊事・洗濯・掃除などの家事」、「 <u>育児や子どものしつけ</u> 」、「子どもの学校行事への参加」、「 <u>親や家族の介護</u> 」を「主に自分」の

頁	位置	旧	新
		く、	役割と回答する女性の割合は男性に比べて大幅に高く、
54	4段落目	文京区子育て支援に関するニーズ調査（平成30年）によると、 <u>児童虐待や不適切な子育て防止のために最も効果的なこととして、就学前児童の保護者では「子育てを支援する施策の充実」、小学生の保護者では「子育てしやすい地域社会の形成」が多くなっています。</u>	文京区子育て支援に関するニーズ調査（平成30 <u>(2018)</u> 年）によると、 <u>男性のフルタイム就労者の1日当たりの就労時間は平均で10.5時間となっており、子どもの年齢に応じた変化が見られないことから、長時間労働により家事や育児などへの参加がしづらい状況であることが分かります（図Ⅱ-5）。</u>
54★	5段落目	男性の意識改革や子育て・介護等への支援を充実することが必要です。	男性の意識改革や子育て・介護等への支援について取り組んでいきます。
55	図Ⅱ-2	ワーク・ライフ・バランス（ <u>仕事と生活の調和</u> ）に関する希望と現実	ワーク・ライフ・バランスの希望と現実
56	図Ⅱ-3	家庭における役割分担『炊事・洗濯・掃除などの家事』	家庭における役割分担（ <u>行っていない、無回答を除く</u> ） 『炊事・洗濯・掃除などの家事』『育児や子どものしつけ』『子どもの学校行事への参加』『親や家族の介護』
56	図Ⅱ-4		※《家事の量の変化》《家事の負担感》2つのグラフを組み合わせた図に修正。
	グラフ削除	<u>児童虐待や不適切な子育て防止のために最も効果的と思うこと</u>	※削除
	事業 48 子育て訪問支援券事業	<u>満2歳未満の乳幼児がいる家庭を対象に、ベビーシッターサービスを一定の負担で利用できる「子育て訪問支援券」を交付する。子育て支援課</u>	※削除
	事業 50 区立幼稚園の預かり保育	<u>初めて子どもを持つ人を対象に、親となり、ともに子育てについて、学び、考える機会として、講義・実技を実施するとともに、参加者相互の懇談を実施する。保健サービスセンター</u>	※（3）保育環境の充実に移動
60	事業 52 ベビーシッター利用料助成	<u>満2歳から満6歳になる年度の末日までの児童がいる家庭を対象に、</u>	満6歳になる年度の末日までの児童がいる家庭を対象に、
60	事業 53（仮称）産後家事・育児支援事業		<u>満3歳未満の乳幼児がいる家庭を対象に、家庭の負担軽減や孤立化等を防止するため、家事サービス等の利用料を支援する。</u> 所管課：子育て支援課

頁	位置	旧	新
60	事業 56 区立幼稚園の認定こども園化	所管課： <u>幼児保育課</u> ／教育総務課／学務課／教育指導課	所管課：教育総務課／学務課／教育指導課
60	事業 57 区立幼稚園の預かり保育		<u>区立幼稚園における保育内容の充実を図るため、幼稚園の教育課程の開始前又は終了後及び長期休業中、区立幼稚園全園で実施する。</u> 所管課：学務課
61	事業 59 病児・病後児保育事業	病中又は病気回復期の児童を家庭で保育することが困難なときに <u>医療機関等で一時的に預かるほか、ベビーシッターの派遣による訪問型の病児・病後児保育サービスについて、保育利用料の一部を助成する。</u>	病中又は病気回復期の児童を家庭で保育することが困難なときに、 <u>区が委託する施設で一時的に預かりを行う。</u>
62	事業 64 介護保険制度の活用促進	64 介護保険サービスの充実 <u>高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、介護保険制度の周知を図り、サービスを提供することにより、介護者の負担を軽減し、社会参画を促す。また、若年層への介護保険制度や支援への取組などの周知啓発を行う。</u>	64 介護保険制度の活用促進 介護保険サービスの提供と制度の周知啓発を図り、 <u>その活用を促進することで、介護者の負担軽減や社会参画を促す。</u>
62	事業 68 障害者総合支援法・児童福祉法外のサービスの充実	法外のサービスを提供することにより、介護者の負担軽減や社会参画を促す。	<u>障害者総合支援法・児童福祉法外のサービスを提供することにより、介護者の負担軽減や社会参画を促す。</u>
62	事業 68 ヤングケアラー支援に向けた連携推進		<u>ヤングケアラーに気づき適切な支援につなぐため、福祉、介護職員、地域の担い手、教員等の理解の促進を図るとともに、支援の在り方を検討し連携体制を強化する。</u> <u>また、支援の必要な家庭へは、家事支援等の側面のサポートを強化し、子どもが健全に成長できる環境を整える。</u> <u>学校では、教員とスクールソーシャルワーカー等が連携して、関係課等へつなげ支援する。</u> 所管課：福祉政策課／子ども家庭支援センター／教育指導課／教育センター

2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進

頁	位置	旧	新
63	1 段落目	社会経済の中で女性の活躍を促進していくためには、組織のトップをはじめ、 <u>職場環境</u> を担う全ての人々が責任をもってジェンダー平等、ワーク・ライフ・バランス（ <u>仕事と生活の調和</u> ）に取り組むことが重要です。	社会経済の中で女性の活躍を促進していくためには、組織のトップをはじめ、 <u>就業環境の整備</u> を担う全ての人々が責任をもってジェンダー平等とワーク・ライフ・バランスに取り組むことが重要です。 <u>これらを推進することが、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現につながります。</u>
63	2 段落目	現在、就業している人の職場における性別での違いについての設問では、男性が育児・介護休業制度を利用しにくいと回答した割合が、女性が育児・介護休業制度を利用しにくいと回答した割合より <u>多く、女性と同様に</u> 男性も育児・介護休業制度を利用しやすくなる取組が必要です。 <u>育児・介護に関する社会的なサポートの充実とともに、上司や同僚を含めた職場理解の促進が求められています。</u>	現在、就業している人の職場における性別での違いについての設問では、「男性が育児・介護休業制度を利用しにくい」と回答した割合が、「女性が育児・介護休業制度を利用しにくい」と回答した割合より <u>大幅に高くなっており</u> 、男性も育児・介護休業制度を利用しやす <u>い環境整備の</u> 取組が必要です（ <u>図II-8</u> ）。
	グラフ削除	<u>性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるために重要なこと（上位5項目）</u>	※削除
64	<u>図II-7</u> ※追加		<u>育児休業、介護休業等を取得しやすくするために必要なこと（複数回答、上位5項目）</u>
64	<u>図II-8</u> ※追加		<u>職場における（仕事内容や待遇面での）性別での違い（複数回答、上位5項目）</u>
	グラフ削除	<u>女性の管理職登用など参画を促すために必要な支援</u>	※削除
66	事業 74 区の契約に男女平等参画、女性活躍推進の視点を盛り込む仕組みの <u>整備</u>	<u>73 区の契約に男女平等参画、女性活躍推進の視点を盛り込む仕組みの促進</u>	<u>74 区の契約に男女平等参画、女性活躍推進の視点を盛り込む仕組みの整備</u>
66	(2) 女性の就労・再	就労・再就職等を希望する女性に対して、就労に関する情報提供、 <u>労働講座</u> の開催、	就労・再就職等を希望する女性に対して、就労に関する情報提供、 <u>就職面接会</u> の開

頁	位置	旧	新
	就職、起業等への支援	研修等への参加を促進する支援を行います。	催、研修等への参加を促進する支援を行います。
66	事業 77 女性の就労に関する支援	76 女性の就労・ <u>起業に関する情報の提供</u> <u>女性の就労の増加に対応するため</u> 、広範な就職情報が得られるよう、国・都の資料を活用し、公共職業安定所との連携により <u>情報を提供する。</u> 所管課：経済課	77 女性の就労に関する <u>支援</u> <u>就労等を希望する女性に対し</u> 、広範な就職情報が得られるよう、国・都の資料の活用、公共職業安定所等との連携により、 <u>情報の提供、セミナーを開催する。</u> 所管課：総務課／経済課
67	(3) 多様で柔軟な働き方の支援	<u>性別を問わず</u> 非正規による雇用が増加している中、非正規雇用者の労働条件を改善・向上するためには <u>事業者に対する啓発</u> などの取組が必要です。 また、労働者に対し、安心して働くことができるよう労働環境の改善や法整備について必要な情報を発信していきます。	非正規による雇用が増加している中、 <u>事業者に対し</u> 、非正規雇用者の労働条件を改善・向上するため、 <u>啓発などの取組を行います。</u> また、 <u>新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワーク等の働き方も通常になってきています。</u> 労働者に対し、安心して働くことができるよう労働環境の改善や法整備について、 <u>必要な情報を発信していきます。</u>

Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

頁	位置	旧	新
69	2段落目	加えてこれらは、 <u>子どもや女性</u> など立場的に弱者とされる人が被害者となるケースが多く、	加えてこれらは、 <u>女性や子ども</u> など立場的に弱者とされる人が被害者となるケースが多く、

1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】

頁	位置	旧	新
69	1段落目		<u>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛や休業等による生活不安やストレスから、配偶者暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。これまでも課題として認識されていたものの、様々な不安の中で浮き彫りになりました。</u>
69★	2段落目	<u>区民調査によると、暴力行為を受けた経験については女性が高く、暴力行為をした経験については男性が高くなっています。</u>	<u>DVの背景として、性別役割への過剰な執着、男尊女卑の考え方の残存、親密な関係における力の支配などがあるとされており、区民調査による</u>

頁	位置	旧	新
			<u>と、いずれの種類の暴力行為についても女性が多く被害を受け、心理的攻撃が最も多いことが分かります（図Ⅲ-1）。</u>
69	3段落目	<u>相談をしやすい環境の整備・強化が必要です。同時に、相談窓口への配慮事項として「匿名で相談ができる」「24時間相談ができる」が高いことから、秘密厳守で緊急時にも対応できる相談窓口の整備が求められています。</u>	相談をしやすい環境を整備していきます（図Ⅲ-2）。
69	4段落目	<u>また、DVは、被害者自身だけでなく、その子どもにも悪影響を及ぼすほか、次世代への暴力の連鎖の危険性も指摘されていることから、被害者が生活再建を目指す中で子どもに対するケアも考慮する必要があります。</u>	<u>さらに、DVは、被害者自身だけでなく、その子どもへの心身の成長に深刻な影響を与えるため、被害者が生活再建を目指す中で子どもへの支援を行う</u> 必要があります。
69	6段落目	<u>DVに関する啓発活動を更に充実させるとともに、関係機関と連携しながら、被害者への支援体制の一層の強化に取り組むことが必要です。</u>	関係機関と連携しながら、被害者への支援体制の一層の強化のため、 <u>DVに関する啓発活動を更に充実させていきます（図Ⅲ-4）。</u>
	グラフ削除	<u>DV相談窓口</u> に配慮してほしいこと	※削除
71	図Ⅲ-2		※《DV被害を受けた際の相談状況》《相談しなかった理由》2つのグラフを組み合わせた図に修正。
72	(1) 配偶者等からの暴力の防止と啓発	配偶者等パートナーからの暴力の防止と根絶に向けては、加害者も被害者も <u>生まれることのないよう</u> 、暴力がいかなる場合においても許されない行為であり、人権侵害であることを若年層含め幅広く周知・啓発していきます。また、区職員・教職員等の意識を高めるとともに、担当職員の研修等により、	配偶者、 <u>パートナー等</u> からの暴力の防止と根絶に向けては、加害者にも被害者にも <u>ならないために</u> 、暴力がいかなる場合においても許されない行為であり、人権侵害であることを若年層を含め幅広く周知・啓発していきます。また、区職員・教職員等の意識を高めるとともに、担当職員の研修 <u>受講</u> 等により、
72	事業 83 DV防止に向けた意識啓発の推進	根絶に向け区報、啓発誌等を通じてあらゆる世代に意識啓発をする。また、 <u>交際相手等からの暴力防止に向けて、若年層への啓発を図る。</u>	根絶に向け区報、啓発誌等を通じてあらゆる世代に意識啓発を行う。
73	事業 85 暴力の根絶を訴える事業	区内関係機関と連携し、 <u>女性への暴力撤廃国際デー</u> に寄せて暴力の根絶を訴える事業を実施する。	区内関係機関と連携し、 <u>「女性に対する暴力撤廃の国際デー」</u> に寄せて暴力の根絶を訴える事業を実施する。

頁	位置	旧	新
	の実施		
73	事業 85 配偶者等からの暴力の防止に向けた関係機関等の連携	85 配偶者等からの暴力の防止関係機関等の連携	85 配偶者等からの暴力の防止 <u>に向けた</u> 関係機関等の連携
73	事業 87 配偶者等からの暴力の防止に向けた関係機関等の連携	DV被害者の <u>要望に迅速かつ的確に対応する</u> ために、関係機関連絡会を開催し、連携を深める。(ストーカー規制法なども対応する。)	DVの <u>防止と被害者支援</u> のために、関係機関連絡会を開催し、連携を深める。(ストーカー規制法なども対応する。)
73	事業 89 配偶者等からの暴力に関する相談事業の強化	配偶者等からの暴力に関する相談窓口としての相談体制を強化する。	配偶者、 <u>パートナー</u> 等からの暴力に関する相談窓口としての相談体制を強化する。
73	事業 90 相談事業の連携	配偶者等からの暴力に関し、複雑・多様化する被害への対応を適切に行うため、	配偶者、 <u>パートナー</u> 等からの暴力に関し、 <u>複雑化</u> ・多様化する被害への対応を適切に行うため、
73	事業 91 配偶者暴力相談支援センター機能の充実	配偶者暴力相談支援センター機能の充実 配偶者暴力 <u>防止法で努力義務とされた、配偶者暴力</u> 相談支援センター機能の充実を図る。	配偶者暴力相談支援センター機能の充実 配偶者暴力相談支援センターの <u>周知</u> と機能の充実を図る。
74	事業 96 犯罪被害者支援ネットワークとの連携	性犯罪や配偶者、 <u>パートナー</u> からの暴力の犯罪被害相談が増加傾向にあるため、各警察、都及び犯罪被害者支援ネットワーク等と連携し、犯罪被害者への適切な支援を図る。	性犯罪や配偶者、 <u>パートナー</u> 等からの暴力の犯罪被害相談が増加傾向にあるため、各警察、都及び犯罪被害者支援ネットワーク等と連携し、犯罪被害者への適切な支援を図る。
74	(4) 児童等への虐待の防止と支援	<u>児童等への虐待については</u> 、配偶者等からの暴力を目撃することがその子どもにも悪影響を及ぼすことも含めて、DV防止策と合わせて関係機関と連携していきます。	<u>DVの行われている家庭では、その子どもへも暴力が向く割合が非常に高くなっています。</u> <u>また</u> 、配偶者等からの暴力を目撃することがその子どもにも悪影響を及ぼすことも含めて、 <u>児童等への虐待については</u> 、DV防止策と合わせて関係機関と連携していきます。

2 あらゆる暴力の根絶

頁	位置	旧	新
75	1段落目	身の回りで起こっている暴力は、DVだけではなく、交際相手からの暴力(デートDV)、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、スクール・ハラスメント、ストーカー、レイプ、援助交際を含む売買春、児童虐待などがあります。就職活動中の学生等に対するセクシュアル・ハラスメントなども、	身の回りで起こっている暴力は、DVだけではなく、交際相手からの暴力(デートDV)、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、 <u>パタニティ・ハラスメント</u> 、スクール・ハラスメント、ストーカー、レイプ、援助交際を含む売買春、児童虐待などがあります。 <u>SNSに起因した性被害の増加</u> 、就職活動中の学生等に対するセクシュアル・ハラスメントなども、
75	3段落目	また、ハラスメントを受けた際、女性は、 <u>「相談しても無駄だと思った」「我慢すればこのままなんとかやっていけると思った」</u> 等、被害を受けても抱え込む傾向にあります。一方、男性は、 <u>「相談することで不利益な扱いをされると思った」「相談できる人がいなかった」</u> 等、相談したくてもできない状況下に置かれている傾向にあります。こうした点や、性自認や、性的指向についての理解不足や偏見による「SOG Iハラ」、「アウティング」の防止も踏まえて、職場環境の改善のための取組を進め、性別にかかわらず気軽に相談ができる相談体制の充実や、その周知・啓発を <u>充実させていくことが必要です。</u>	また、ハラスメントを受けた際の <u>相談状況</u> として、女性は <u>約半数の人が相談しているものの、男性は相談しなかった人が7割近くと多くなっています(図Ⅲ-6)</u> 。相談しなかった(できなかった)理由として、 <u>「相談しても無駄だと思ったから」と回答した人が59.7%と、被害を受けても自分で抱え込み、誰にも相談しない人が多いことが伺えます(図Ⅲ-7)</u> 。こうした点や、性自認 <u>及び</u> 性的指向についての理解不足や偏見による「SOG Iハラ」、「アウティング」の防止も踏まえて、職場環境の改善のための取組を進め、性別にかかわらず気軽に相談ができる相談体制の充実や、その周知・啓発を <u>進めていきます。</u>
75★	4段落目	<u>身の回りで起こっている暴力だけでなく、依然として、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています。</u> さらに、インターネットの普及により、 <u>SNS</u> 等への悪質な書き込み、インターネット上でのいじめ、 <u>差別は依然として発信されており</u> 等の行為による人権侵害が生じています。情報の送り手と受け手が、正しい判断と意思表示をすることができるように、メディア・リテラシ	<u>メディアや公共空間には、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報が存在しています。</u> 区民調査では、 <u>メディアによる性や暴力表現についての考え方では、「子どもや性的表現を望まない人への配慮が足りない」が35.8%、「女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている」が33.7%、「女性の性的な面を強調する表現が目立つ」が33.3%となっています(図Ⅲ-8)</u> 。さらに、インターネットの普及により、 <u>SNS</u> 等への悪質な書き込み、インタ

頁	位置	旧	新
		一向上に向けた意識啓発 <u>が必要です。</u>	一ネット上でのいじめ、差別等の行為による人権侵害が生じています。情報の送り手と受け手が、正しい判断と意思表示をすることができるように、メディア・リテラシー向上に向けた意識啓発 <u>を行っていきます。</u>
76	図Ⅲ-6		<u>【ハラスメントを受けた経験のある人 (n=242) が回答】</u>
77	図Ⅲ-7		<u>【ハラスメントを受けたことを相談しなかった (できなかった) 人 (n=129) が回答】</u>
78	事業 101 子ども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進	子ども・若年層に対し、 <u>性暴力防止に向けた意識啓発</u> を行う。	子ども・若年層に対し <u>する性暴力等の防止</u> に向け、 <u>広く</u> 意識啓発を行う。
78	事業 102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントに関する意識啓発の推進	102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進 働く場だけでなく、学校・地域等におけるセクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等についても認識を深め、防止に向け意識啓発を <u>する</u> 。	102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、 <u>パタニティ・ハラスメント</u> 等に関する意識啓発の推進 働く場だけでなく、学校・地域等におけるセクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、 <u>パタニティ・ハラスメント</u> 等についても認識を深め、防止に向け意識啓発を <u>行う</u> 。
79★	(3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応	女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて作られる商品や提供されるサービス、メディア <u>における性・暴力表現は、男女平等参画社会の形成を大きく阻害するものです。</u> その観点から、関係機関・団体等と連携して、 <u>児童の権利の保障</u> や青少年を取り巻く有害環境を無くすための広報啓発を行うとともに、	女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて <u>違法に</u> 作られる商品や提供されるサービス、 <u>また、メディアや公共空間で接する性・暴力表現は、表現される側の人権を侵害し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあります。</u> その観点から、関係機関・団体等と連携して、 <u>人権の侵害</u> や青少年を取り巻く有害環境を無くすた

頁	位置	旧	新
			めの広報啓発を行うとともに、
79★	事業 104 青少年有害情報への対応	103 青少年を取り巻く有害環境の排除 東京都条例に基づく、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類・ビデオ類の販売やレンタルの自主規制を、区内の各店舗に対して要請する。 また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、 <u>青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。</u>	104 青少年有害情報への対応 東京都 <u>青少年の健全な育成に関する</u> 条例に基づく、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類・ビデオ類の販売やレンタルの自主規制を、区内の各店舗に対して要請する。 また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、 <u>青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組放送、情報の取扱いへの配慮を要請する。</u>
79	事業再掲 15 メディア・リテラシーの育成	また、 <u>SNS</u> の適切な利用方法など、 <u>情報モラル</u> の啓発を行う。	また、 <u>SNS</u> の適切な利用方法などの啓発を行う。

3 生涯を通じた健康支援

頁	位置	旧	新
80	3段落目	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識・情報や発達段階に応じた性教育、妊娠・出産、不妊、避妊・中絶、思春期や更年期の健康問題等、	<u>性別に関わりなく</u> 、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識・情報や発達段階に応じた性教育、 <u>生理</u> 、妊娠・出産、不妊、避妊・中絶、思春期や更年期の健康問題等、
82	事業再掲 5 性教育の充実		<u>発達段階に応じた性教育（性被害、性自認・性的指向を含む。）を実践することにより、直面する性に関する様々な事柄に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導する。</u> 所管課：教育指導課
82	図Ⅲ-11 ※追加		<u>各種がん検診の受診率</u>

4 人権の尊重と自立への支援

頁	位置	旧	新
83★	1段落目		<u>誰もが自ら望む社会生活をおくることが</u> <u>できる社会を構築するためには、ジェンダー平等の視点を持ち、人権を尊重する</u>

頁	位置	旧	新
			<u>社会をつくることが重要です。</u>
83	2段落目	区民調査によると、 <u>日本の社会における人権及び人権に関する問題について、「インターネット上での誹謗(ひぼう)中傷の書き込み等の対策」や「児童虐待(身体的虐待・性的虐待・養育放棄や怠慢・心理的虐待)に関する防止策」がなされていないという点が問題視されており</u> 、インターネットが広く普及する中で、利用者のモラルやマナーの改善・周知が求められています。	区民調査によると、 <u>ジェンダー平等に向けての社会における人権及び人権に関する問題について、「インターネット上での誹謗(ひぼう)中傷の書き込み等の対策」や「児童虐待(身体的虐待・性的虐待・養育放棄や怠慢・心理的虐待)に関する防止策」、「ストーカー被害や性被害に遭わないための防止策」等がなされていないと6割を超えて問題視されています。加えて、インターネットが広く普及する中で課題が複雑化し、利用者のモラルやマナーの改善・周知が求められています(図Ⅲ-12)。</u>
83	4段落目	单身女性等が	单身 <u>高齢</u> 女性等が
83★	5段落目	<u>人権尊重という視点にとどまらず、誰もが自らの希望に応じた形で社会生活をおくることができる社会を構築するという視点から、経済的・社会的に弱い立場の人への支援を充実させることが必要です。</u>	<u>様々な困難な状況に置かれている人が安心して暮らせるように、経済的・社会的に弱い立場の人への支援を充実させていきます。</u>
85	事業113 各種相談業務の充実	相談者の抱える問題を解決するために、各種相談業務の充実及び連携を図る。	相談者の抱える問題を解決するために、 <u>文京区男女平等センター相談室及び文京区配偶者暴力相談支援センターをはじめ、各種相談業務の充実及び連携を図る。</u>
85	(2) 貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備 1段落目		<u>女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を起因として、貧困等生活上の困難に陥りやすく、特に、就業状況が不安定なひとり親や単身高齢女性の貧困率が高いことが全国的に課題となっています。</u>
85	3段落目	LGBT等当事者であることなど、複数の困難が相互に絡みあって <u>お</u> きることが分かっており、	LGBT <u>Q</u> 等当事者であることなど、複数の困難が相互に絡みあって <u>起</u> きることが分かっており、
86	事業再掲 68 ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業		<u>ヤングケアラーに気づき適切な支援につなぐため、福祉、介護職員、地域の担い手、教員等の理解の促進を図るとともに、支援の在り方を検討し連携体制を強化する。</u> <u>また、支援の必要な家庭へは、家事支援等の側面のサポートを強化し、子どもが健全に</u>

頁	位置	旧	新
			<p><u>成長できる環境を整える。</u></p> <p><u>学校では、教員とスクールソーシャルワーカー等が連携して、関係課等へつなげ支援する。</u></p> <p><u>所管課：福祉政策課／子ども家庭支援センター／教育指導課／教育センター</u></p>
87	事業再掲 113 各種相談業務の充実	各種相談業務の充実 相談者の抱える問題を解決するために、各種相談業務の充実及び連携を図る。	相談者の抱える問題を解決するために、 <u>文京区男女平等センター相談室及び文京区配偶者暴力相談支援センター</u> をはじめ、各種相談業務の充実及び連携を図る。

IV 推進体制の整備

1 庁内等推進体制の整備・充実

頁	位置	旧	新
89	(3) 区職員への意識啓発及び人材育成 2段落目	また、男女の均等待遇はもちろんのこと、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメントの防止に向けた対応や育児・介護休業についても、	また、男女の均等待遇はもちろんのこと、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、 <u>パタニティ・ハラスメント</u> の防止に向けた対応や育児・介護休業の <u>取得促進</u> についても、
90	事業 128 区職員に対する育児・介護休業制度の普及	男女が対等に取得できる育児・介護休業制度を普及し、啓発する。また、育児休業等を取得することができる男性職員に対しては、所属長から取得について勧奨を行うほか、職場の職員もサポートを <u>積極的に行うものとする。</u>	男女が対等に取得できる育児・介護休業制度を普及し、啓発する。また、育児休業等を取得することができる男性職員に対して、所属長から取得について勧奨を行うほか、職場の職員も <u>積極的な</u> サポートを行う。
90	事業 129 セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止策の充実	129 セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止策の充実 <u>セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント</u> 相談員の資質を向上し、相談機能を充実するとともに、ハラスメント防止に向けた啓発を実施する。 なお、区の取組が区内企業等のモデルとなるよう努める。	129 セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、 <u>パタニティ・ハラスメント</u> 防止策の充実 ハラスメント相談員の資質を向上し、相談機能を充実するとともに、ハラスメント防止に向けた啓発を実施する。 なお、区の取組が区内企業等のモデルとなるよう努める。

2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携

頁	位置	旧	新
92★	1段落目 2段落目 3段落目		<p><u>男女共同参画社会基本法第7条では、男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。</u></p> <p><u>国内における男女共同参画計画の施策は、国連をはじめとする国際的なジェンダー平等、女性のエンパワーメントに係る動きと連携して展開しています。</u></p> <p><u>平成27(2015)年に国連で持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会が一致して取組を進めています。</u></p> <p><u>SDGs全体の目的として、ジェンダー平等が掲げられているとともに、17のゴール全てを達成するためには、ジェンダーの視点を取り入れることは不可欠です。</u></p>
92	4段落目 5段落目	<p>SDGsの目標5では「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、「すべての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす」「政治や経済や社会のなかで、何かを決めるときに、女性も男性と同じように参加したり、リーダーになったりできるようにする」等、様々な分野での達成を目指しています。</p> <p><u>また、ジェンダー平等は、SDGsの全ての目標を進める上でも重要であるとされています。</u></p>	<p><u>一つの独立したゴールの目標5では「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、「すべての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす」</u>、「政治や経済や社会のなかで、何かを決めるときに、女性も男性と同じように参加したり、リーダーになったりできるようにする」等、<u>人々の意識や生活をはじめ人権、法整備に関ることなど</u>様々な分野での達成を目指しています。</p>
92	6段落目	区民調査によると、	<u>1979年に国連総会で採択された女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等を目的とし、女子のあらゆる差別を撤廃することを目指していますが、</u> 区民調査によると、
92★	7段落目	<p><u>こうした</u>ジェンダー平等に関する国際的な取組を理解するための意識啓発を行い、区・区民・事業者がそれぞれの立場から、男女平等参画について「地球規模で考え、足元から行動する」<u>流れを創り出していくことが必要です。</u></p>	<p>ジェンダー平等に関する国際的な取組を理解するための意識啓発を行い、区・区民・事業者がそれぞれの立場から、男女平等参画について「地球規模で考え、足元から行動する」<u>ことができるような取組を進めます。</u></p>

頁	位置	旧	新
93	(2) 持続可能な開発のための2030 アジェンダ (SDGs)、女性のエンパワーメント原則 (WEPs) の周知・推進	国際社会の一員として、 <u>ジェンダー平等に向けた地域レベルでの取組による国際貢献に努めます。</u>	国際社会の一員として、 <u>国際貢献できるような取組を進めていきます。</u>
93	事業再掲 75 文京区女性のエンパワーメント原則 (WEPs) 推進事業所の登録	<u>UN Women</u> と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワーメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。	<u>UN Women (国連女性機関)</u> と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワーメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。
94	事業 137 大学・企業・民間団体との連携の強化	<u>所管課</u> ：アカデミー推進課	<u>所管課</u> ： <u>総務課</u> ／アカデミー推進課
94	*1 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とは		※6ページに移動